令和８年度

広域圏の概要

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

【清掃センター】

【一般廃棄物最終処分場】

【最終処分場 浸出水処理施設】

【YONETSU-KAN ささおか　外観】

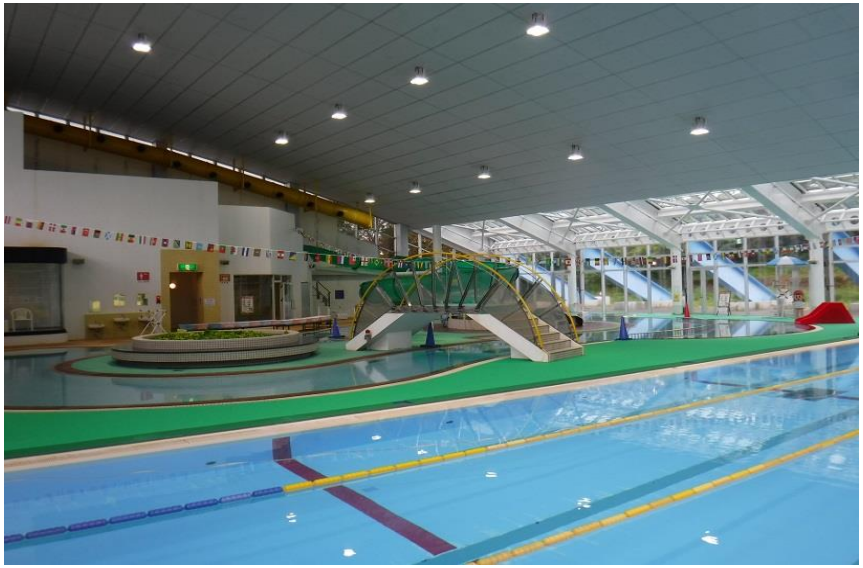

【プール】

【浴　室】

【露天風呂】

ー　目　　次　ー

第１章　圏域の概要
１．位置及び地勢・面積・人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．産業（１）農林水産業　（２）商工業　（３）観光・・・・・・・・・2

第２章　事務組合の概要
１．事務組合機構・・3
２．事務組合のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３．年度別決算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第３章　事業の概要
１．一般廃棄物の共同処理事業
（１）塵芥処理施設の管理運営事業
①清掃センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
②清掃センター位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
③ごみ処理の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
④ごみ処理状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
⑤資源ごみ（空き瓶・ペットボトル）搬入量の推移・・・・・・・・・・・9
⑥資源（くず鉄・アルミくず・純鉄他）回収量の推移・・・・・・10
⑦乾電池・蛍光管処理量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑧小型廃家電製品の回収量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑨各市町の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）余熱館管理運営事業
①施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
②入館者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
③施設の外交図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
④施設の内部図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
⑤各市町の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（３）最終処分場管理運営事業
①施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
②最終処分場埋立量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
③各市町の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

２．電子計算組織の共同利用
（１）経過・・13
（２）各市町の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（３）市町別の処理業務一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
３．その他
（１）広域市町村圏計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（２）ふるさと市町村圏事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

〈参考資料〉
福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
構成市町の関係する一部事務組合等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
福井県内の広域行政機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
構成市町・事務局の住所・電話・FAX番号一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第１章　圏域の概要

１．位置及び地勢・面積・人口

当圏域は、福井坂井地区広域市町村圏と称し、３市１町で構成され、北は石川県に、東は白山連峰を背にした大野・勝山地区広域市町村圏に、南は丹南地区広域市町村圏に接し、西は日本海に面している。

圏域の総面積は、957.45㎢で、福井県の22.85％を占め、中心部の福井平野を九頭竜川が西流し、北部の竹田川、南東部の足羽川、日野川により広大な穀倉地帯を形成している。

また、東部及び南西部には緑豊かな山林が広がり、北部は緩やかな丘陵地帯となっている。西部の海岸地帯には東尋坊などの景勝地が多く、越前加賀海岸国定公園に指定されている。

令和８年４月１日現在の人口（「福井県の人口と世帯（推計）」による。令和７年国勢調査の結果を基礎とし、これに毎月、市町から報告される住民基本台帳の増減数を加えて算出。）は、379,994人（男184,975人・女195,019人）で、福井県の総人口727,069人に対して約52.26％を占めている。

区　　分	市　　町　　名
市　　部	福　井　市　　あ わ ら 市　　坂　井　市
郡　　部	永 平 寺 町（吉田郡）

◇市町別人口・世帯数・面積

市町別	面積	人口（国勢調査）		人口増加率	令和8年4月1日（*3）	
	㎢(*1)	令和2年	令和7年	%(*2)	人口	世帯数
福井市	536.37	262,328	252,068	▲3.9	251,235	108,678
あわら市	116.98	27,524	25,747	▲6.4	25,608	10,211
坂井市	209.67	88,481	84,792	▲4.1	85,097	32,891
永平寺町	94.43	18,965	17,992	▲5.1	18,054	7,554
圏域計	957.45	397,298	380,599	▲4.2	379,994	159,334
県計	4,190.57	766,863	729,386	▲4.8	727,069	301,257
県対比%	22.85	51.81	52.18	―	52.26	52.89

(*1)令和6年「福井県統計年鑑」による
(*2)（令和7年人口－令和2年人口）／令和2年人口×100（%）
(*3)県・市町の人口及び世帯数は令和7年国勢調査の結果を基礎とし、これに毎月、市町から報告される住民基本台帳の増減数を加えて算出したもの

◆面積

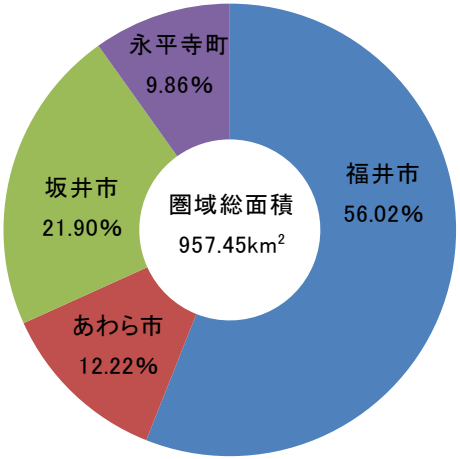

◆人口【R8.4.1現在】

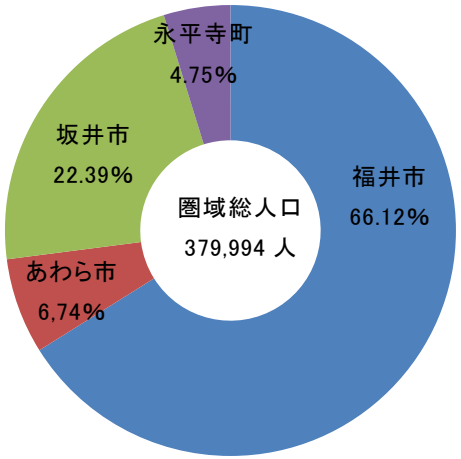

２．産　　業

（１）農林水産業

圏域の耕地面積のうち89.3%(*1)が水田で、平野部を中心にコシヒカリ等の良質米産地となっている。また畑は10.7%(*1)を占め、北部の丘陵地帯を中心に多角的農業経営が進められている。

林業においては、圏域面積957.45㎢のうち52.9%にあたる506㎢(*2)を林野が占め、そのうち人工林は58.8%(*2)に達しているが、ほとんど育成期にある。

水産業は沿岸漁業を中心に営まれているが、漁場は越前加賀海岸国定公園内にあり、海水浴客や観光客と結びついた観光漁業の振興が図られている。

(*1)令和5～6年「北陸農林水産統計年報」による
(*2)令和5年「福井県統計年鑑」による

（２）商工業

工業は従来、合繊織物、織マーク、ちりめん等の繊維工業が中心であったが、現在では近年の産業構造の変化に伴い化学、電子工業等の諸工業が盛んである。圏域の製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所）は8,845億円で、県全体の21,431億円に対し、41.3%(*3)を占めている。

商業は嶺北一円を商圏として福井市を中心に発展しており、圏域の販売額は131,047億円(＊4)で、県全体の194,128億円に対し、68%を占めている。

(*3)福井県工業統計調査
（2021年(令和3年)経済センサス活動調査製造業に関する結果工業統計調査結果報告書）
(*4)令和3年「経済センサス」

（３）観　光

東尋坊に代表される越前加賀海岸国定公園やあわら温泉、曹洞宗大本山永平寺、丸岡城、一乗谷朝倉氏遺跡等の景勝地や史跡に恵まれ、年間延べ約1,132万人(*5)の観光客を受け入れている。観光地に関しては前年度の1,106万人から増加している。近年は減少傾向にあったにも関わらず増加した要因としては、新型コロナウイルスによる巣ごもり生活からの脱却によるものと考察される。

(*5)令和7年「福井県観光客入込数(推計)」

第２章　事務組合の概要

当広域圏は、広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき昭和44年７月に圏域の指定を受け､同年10月福井坂井地区広域市町村圏協議会として発足し、昭和45年４月一部事務組合に移行した。昭和48年に旧清掃センター破砕施設、翌49年に焼却施設が完成した。

旧清掃センターの老朽化に伴い、平成２年度から新清掃センターの整備に着手し、平成７年10月には現在の清掃センターが稼動した。翌年９月には清掃センターのごみ焼却に伴う余熱を利用した「ＹＯＮＥＴＳＵＫＡＮ－ささおか」が完成し、同年10月から営業を開始し、また、平成11年４月には新しい最終処分場が完成し、埋立処理を開始した。

その後、平成26年度から平成28年度までの３年間で、清掃センターの基幹的設備改良工事を行い令和13年度までの施設延命化を図った。なお､「ＹＯＮＥＴＳＵＫＡＮ－ささおか」については、平成21年12月より指定管理者制度を導入し運営している。

電子計算組織の共同利用については、昭和50年に電子計算機を導入し、標準業務の仮名バッチシステムの運用を開始。昭和60年には住民情報漢字オンラインシステムが稼動し､平成14年11月に分散システムが本稼動した。平成21年11月からは福井市が一部業務を残して単独システムに移行したことにより、平成22年８月総合行政情報システム最適化基本計画を策定。平成23年11月に残る３市町が利用する総合行政情報システムが本稼働した。福井市については平成24年３月をもって電子計算組織の共同利用から離脱した。

平成12年より、構成市町の観光資源を有機的に結びつけ、観光客誘致と滞在型観光への転換に積極的に取り組むため、広域観光事務の取り扱いを開始した。

平成21年４月には、本組合を含む福井坂井広域観光圏推進協議会が進めてきた「福井坂井広域観光圏」が国の認定を受け、更に平成22年７月には大野･勝山市を加えた「福井坂井奥越広域観光圏」としてエリアを拡大し、当圏域の主要観光地との周遊観光が促進され、滞在型観光の促進を図ってきた。しかし、類似した広域観光団体が増加し、当組合における広域観光事業の役割が希薄になってきたこと等により、平成28年度をもって当組合における広域観光に関する事務を中止した。

１．事務組合機構

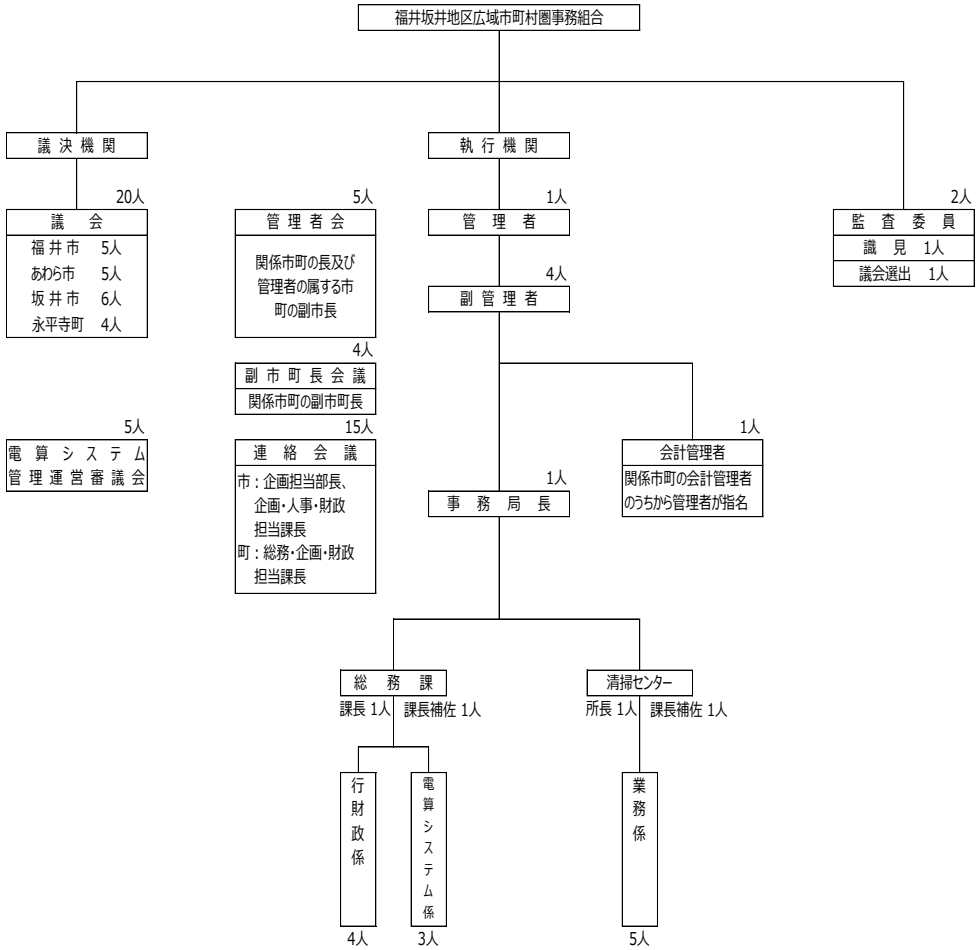

２．事務組合のあゆみ

昭和 44 年	10 月	福井坂井地区広域市町村圏協議会発足
45 年	３月	福井坂井地区広域市町村圏計画策定
45 年	４月	福井坂井地区広域市町村圏事務組合発足
46 年	５月	隔離病舎完成
48 年	８月	ごみ処理施設（破砕施設）完成
49 年	７月	ごみ処理施設（一般ごみ焼却施設）完成
50 年	９月	電子計算機導入
50 年	10 月	第５回北信越ブロック広域行政機構事務局長会議開催
51 年	４月	電子計算機本稼動開始
51 年	12 月	ごみ処理施設電気集塵装置設置
52 年	４月	ばい煙観測局設置
52 年	10 月	当組合が自治大臣表彰を受ける
54 年	３月	地方定住構想推進調査研究報告書作成
55 年	10 月	電算共同処理業務が地方自治情報センターより優良団体表彰を受ける
56 年	３月	第２次福井坂井地区広域市町村圏計画策定
57 年	１月	破砕施設アルミ選別機設置
58 年	４月	住民情報漢字システム稼動開始
60 年	３月	第２次福井坂井地区広域市町村圏計画改訂
60 年	４月	住民情報漢字オンラインシステム稼動開始
60 年	９月	事務局をフェニックス・プラザに移転
60 年	11 月	第１回福井坂井地区ごみ問題シンポジウム開催
60 年	12 月	地域経済活性化対策事業の推進地域に選定
61 年	11 月	第２回福井坂井地区ごみ問題シンポジウム開催
62 年	２月	全国広域市町村圏事務局長会議開催
62 年	12 月	第３回福井坂井地区ごみ問題シンポジウム開催
平成 元年	９月	第４回福井坂井地区ごみ問題シンポジウム開催
２年	３月	新地域経済活性化対策事業の推進地域に選定
３年	３月	第３次福井坂井地区広域市町村圏計画策定
平成４年	７月	清掃センター建設用地造成工事着工
４年	12 月	清掃センター建設着工
５年	９月	ふるさと市町村圏に選定
６年	12 月	YONETSU-KAN ささおか造成工事着工
７年	７月	YONETSU-KAN ささおか建設工事着工
７年	７月	地域経済基盤強化対策事業の推進地域に選定
７年	10 月	清掃センター完成
８年	９月	YONETSU-KAN ささおか完成
９年	７月	最終処分場建設工事着工
10 年	７月	新地域経済基盤強化対策事業の推進地域に選定
11 年	４月	隔離病舎を福井県立病院へ譲渡
11 年	４月	最終処分場完成
12 年	５月	広域観光事務の取組開始
13 年	３月	第４次福井坂井地区広域市町村圏計画策定
13 年	４月	分散システム事業者選定（プロポーザル方式）
13 年	４月	電子計算業務アウトソーシング導入
14 年	３月	広域圏ホームページ「あそびーのフクイ」開設
14 年	６月	分散システム　一部稼動
14 年	10 月	市町村合併に伴う幹事会設置
14 年	11 月	分散システム　本稼動
16 年	３月	芦原町と金津町の合併に伴う「あわら市」の誕生により、構成市町村数が２市８町２村に
17 年	10 月	第35回北信越ブロック広域行政機構事務局長会議開催
18 年	２月	福井市、美山町、越廼村及び清水町の合併に伴う「福井市」の誕生、松岡町、永平寺町及び上志比村の合併に伴う「永平寺町」の誕生により、構成市町数が２市５町に
18 年	３月	三国町、丸岡町、春江町、坂井町の合併に伴う「坂井市」の誕生により、構成市町数が３市１町に
19 年	３月	YONETSU-KAN ささおか入館者数100万人を突破
19 年	４月	地方自治法の改正に伴う組織改変と組合議員定数の削減
19 年	５月	全国ふるさと市町村圏協議会北信越支部総会開催

平成 19 年	９月	特定地域経済活性化対策事業の推進地域に選定
21 年	４月	福井市、あわら市、坂井市及び永平寺町による「福井坂井広域観光圏」の認定
21 年	11 月	福井市が単独利用システムに移行（一部の共同利用を継続）
21 年	11 月	電子計算業務包括アウトソーシング導入
21 年	12 月	YONETSU-KAN ささおか指定管理者制度導入
22 年	２月	総合行政情報システム最適化基本計画策定
22 年	７月	福井坂井広域観光圏に大野市及び勝山市を加え「福井坂井奥越広域観光圏」に拡大認定
22 年	８月	総合行政情報システム事業者選定（プロポーザル方式）
22 年	10 月	地域力創造対策事業の推進地域に選定
23 年	10 月	総合行政情報システム一部稼働（グループウェア）
23 年	11 月	総合行政情報システム本稼働（第１期）
24 年	３月	福井市が電算共同利用システムから離脱
24 年	９月	事務局を清掃センター（あわら市笹岡）に移転
25 年	７月	共同処理事務の見直しに伴い、組合議員定数の削減
26 年	７月	清掃センター基幹的設備改良工事着工
27 年	３月	YONETSU-KAN ささおか多目的芝生広場完成
27 年	４月	YONETSU-KAN ささおか第二期指定管理運営開始
28 年	11 月	総合行政情報システム更新（第２期）
29 年	３月	清掃センター基幹的設備改良工事完成
29 年	３月	福井坂井奥越広域観光圏事業中止
29 年	４月	清掃センター長期包括運営委託業務導入
31 年	２月	清掃センター破砕施設大規模火災
令和 2 年	４月	YONETSU-KAN ささおか第三期指定管理運営開始
3 年	11 月	総合行政情報システム更新（第３期）
6 年	１月	能登半島地震災害廃棄物（可燃物）受入：同年３月まで
7 年	４月	YONETSU-KAN ささおか第四期指定管理運営開始
7 年	６月	環境大臣より能登半島地震災害廃棄物処理に関して表彰を受ける
7 年	11 月	総合行政情報システム（基幹系システム）標準化対応により更新（第４期）

３. 年度別決算の状況

（単位：千円）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
歳入	1 分担金及び負担金	2,257,928	2,435,800	2,283,699	2,915,133	2,940,080
	1.1 総務費負担金	651,533	690,056	606,547	1,165,359	1,046,345
	1.2 衛生費負担金	1,606,395	1,745,744	1,677,152	1,749,774	1,893,735
	2 使用料及び手数料	166,944	151,748	144,503	138,759	135,137
	1.1 衛生使用料	84	84	83	83	82
	2.1 衛生手数料	166,860	151,664	144,420	138,676	135,055
	3 財産収入	24	24	15	2,397	2,806
	1.1 利子及び配当金	24	24	15	2,397	2,806
	2.1 物品売払収入	0	0	0	0	0
	4 繰入金	0	0	0	0	0
	5 繰越金	62,654	46,314	105,853	87,467	149,300
	6 諸収入	9,492	23,192	12,968	22,473	15,156
	1.1 組合預金利子	14	15	4	27	295
	2.1 雑入	9,478	23,177	12,964	22,446	14,861
	7 国庫支出金	0	0	0	0	0
	8 組合債(衛生債)	0	0	0	0	0
	歳入合計	2,497,042	2,657,078	2,547,038	3,166,229	3,242,479

歳出	1 議会費	842	1,329	839	1,325	870
	2 総務費	639,490	678,180	625,448	1,117,556	1,079,275
	1 総務管理費	114,427	82,542	85,230	91,720	101,501
	1 一般管理費	114,427	82,542	85,230	91,720	101,501
	2 情報処理費	524,911	595,486	540,071	1,025,686	977,624
	1 共通費	82	81	70	65	30
	2 専用費	524,829	595,405	540,001	1,025,621	977,594
	3 監査委員費	152	152	147	150	150
	3 衛生費	1,432,345	1,493,671	1,455,243	1,520,014	1,706,720
	1 清掃費	1,432,345	1,493,671	1,455,243	1,520,014	1,706,720
	1 塵芥処理施設管理費	251,754	267,444	255,016	269,130	279,095
	2 焼却施設管理費	788,102	812,107	808,088	833,173	845,737
	3 破砕施設管理費	144,924	122,185	123,544	134,927	133,757
	4 塵芥処理施設建設費	0	0	0	0	0
	5 余熱館管理費	58,603	66,407	64,995	70,379	199,719
	6 最終処分場管理費	188,962	225,528	203,600	212,405	248,412
	4 公債費	378,051	378,045	378,040	378,034	352,675
	1 元金	377,605	377,699	377,793	377,887	352,613
	2 利子	446	346	247	147	62
	5 予備費	0	0	0	0	0
	6 諸支出金	0	0	0	0	0
	1 償還金	0	0	0	0	0
	歳出合計	2,450,728	2,551,225	2,459,570	3,016,929	3,139,540
翌年度へ繰り越すべき財源		0	0	0	0	0
実質収支額		46,314	105,853	87,468	149,300	102,939

第３章　事業の概要

当広域圏は、昭和45年に協議会より一部事務組合に移行し、広域共同事業としてごみの共同処理、電子計算組織の共同利用等の事業を推進している。

	設立年月	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町
一般廃棄物の共同処理	S48.8	○	◎	○	○
電子計算組織の共同利用	S49.10	～H24.3	○	○	○

◎は、施設の所在地を示す。

１．一般廃棄物の共同処理事業

（１）塵芥処理施設の管理運営事業

ごみの共同処理は昭和46年度から用地取得を開始し、翌47年度から事業費９億円を投じ地元住民の協力のもと、あわら市笹岡に清掃センターを建設し、昭和48年に破砕（粗大ごみ）処理施設、昭和49年に焼却施設の操業を開始した。その後施設の老朽化に伴い、平成２年度より新清掃センターの整備に着手し、平成４年12月に着工、平成７年10月に稼動した。

現在の清掃センターは、稼働後32年目を迎える。電気計装設備を平成21年度と22年度に更新し、基幹的設備は平成26年度から28年度の継続事業により施工し、令和13年度までの施設延命化を図った。平成29年度からは10年間の長期包括運営委託による施設運営管理を始めた。

また、平成９年７月から旧最終処分場の南西側（御簾尾、矢地、笹岡地係）で新最終処分場の建築工事に着手し、平成11年４月から埋立を開始した。最終処分場については、残容量が平成24年度末で半分に満たないことから、地元と新たに公害防止協定を締結し平成25年度までの埋立期間を令和10年度まで延長した。

資源ごみの分別収集は、空き瓶を平成４年４月から、ペットボトルを平成９年４月から、スプレー缶については平成15年４月から圏域内全域で実施しており、蛍光管については平成22年度から分別収集を始めた。

①　清掃センターの概要

- 所　在　地　あわら市笹岡 33－３－１
- 敷 地 面 積　20,200㎡
- 施 設 規 模　焼却炉　74t／24h×３基＝222t
  粗大ごみ処理施設　90t／５h×１基＝90t
- 構　　造　鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
  一部鉄骨鉄筋コンクリート造　地上４階地下１階建
- 焼却炉形式　全連続燃焼式焼却炉
- 破砕機形式　回転式破砕機
- 公害防止装置　乾式有害ガス除去装置　ろ過式集塵機
- 焼却ガス冷却　自然循環式ボイラ（ハーフボイラ）＋水噴射ガス冷却
- 総 事 業 費　178億8,000万円
- 工　　期　平成４年12月着工　平成７年９月竣工

②　清掃センター位置図

③　ごみ処理の体系図

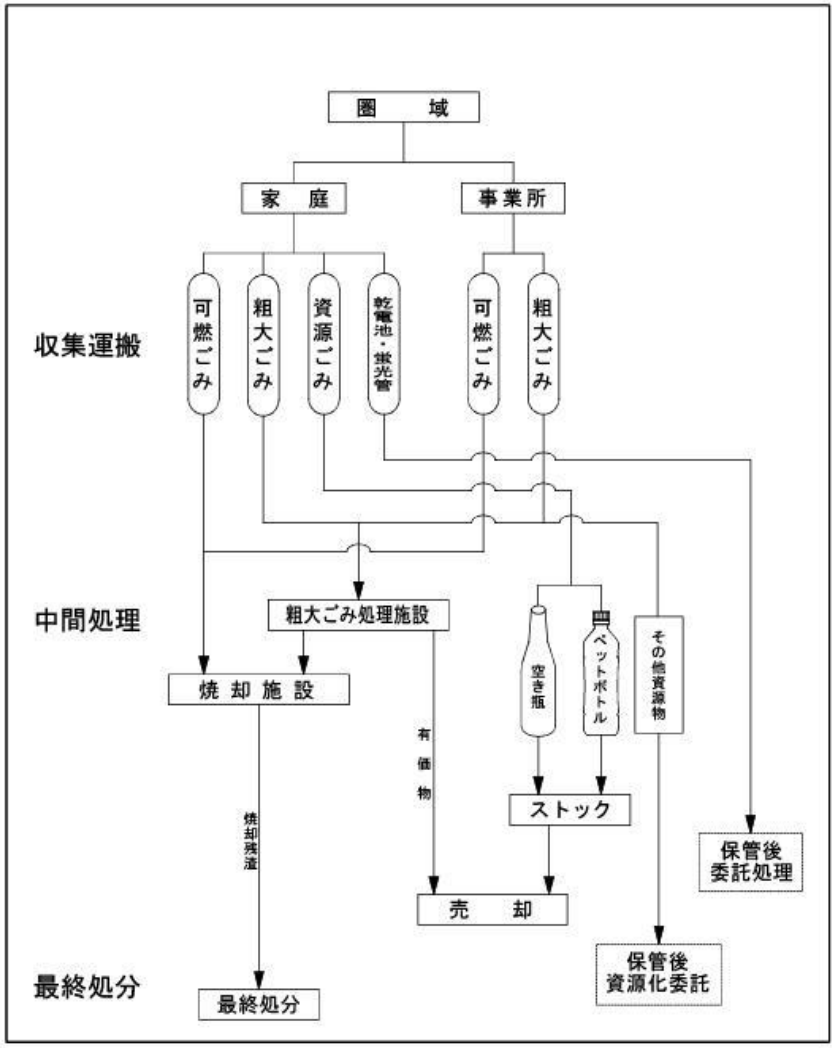

④　ごみ処理状況の推移

◇可燃ごみ

（単位：t）

区　　分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
福　井　市	0	0	0	0	0
あ わ ら 市	7,978	7,551	7,160	7,303	7,066
坂　井　市	22,201	22,059	20,986	20,568	20,404
永 平 寺 町	4,087	4,044	3,853	3,826	3,772
市　町　計	34,266	33,654	31,999	31,697	31,242
破 砕 よ り	12,458	11,738	11,233	10,688	10,503
珠洲市災害ごみ			18	0	0
合　　計	46,724	45,392	43,250	42,385	41,745
搬 入 日 数	247	250	249	250	251
1日平均搬入量	189	182	174	170	166
焼 却 日 数	354	355	356	351	352
1日平均焼却量	132	128	121	121	119

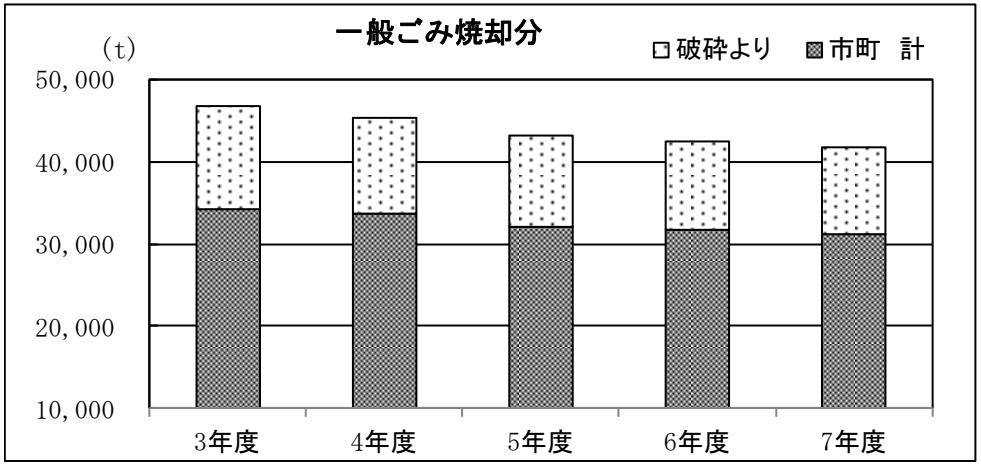

◇粗大ごみ

（単位：t）

区　　分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
福　井　市	10,119	9,466	8,968	8,527	8,396
あ わ ら 市	1,007	875	902	856	816
坂　井　市	2,761	2,614	2,527	2,376	2,331
永 平 寺 町	446	441	379	399	370
合　　計	14,333	13,396	12,776	11,913	11,913
搬 入 日 数	273	273	274	275	274
１日平均処分量	53	49	47	43	43

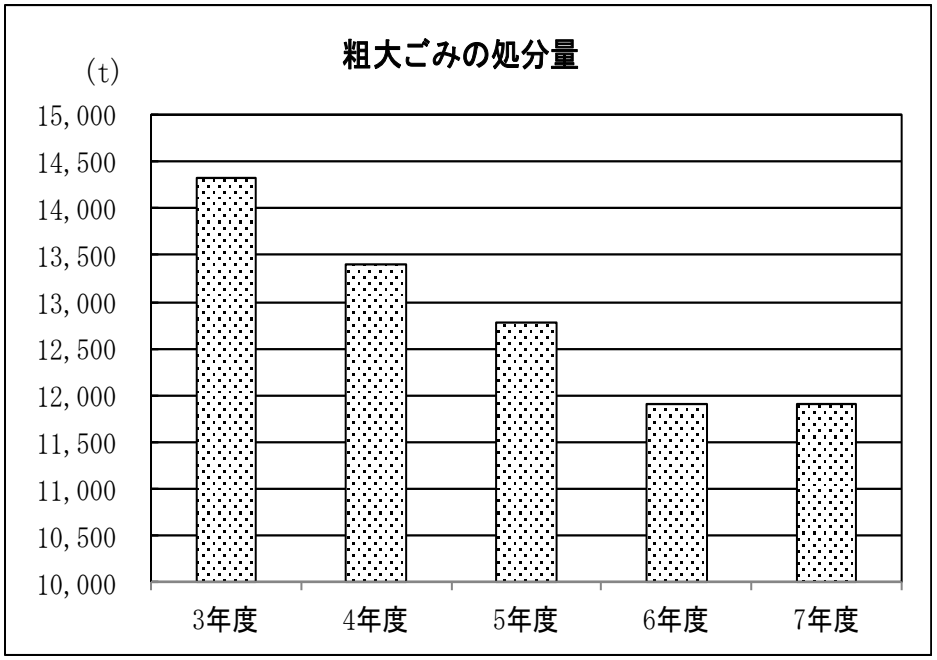

資源ごみ（空き瓶・ペットボトル）

（単位：t）

区　　分	空き瓶					ペットボトル				
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
福　井　市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あ わ ら 市	150	150	145	137	131	34	35	36	37	36
坂　井　市	340	343	324	302	292	80	82	82	81	81
永 平 寺 町	93	93	89	86	83	0	0	0	0	0
合　　計	583	586	558	525	506	114	117	118	118	117

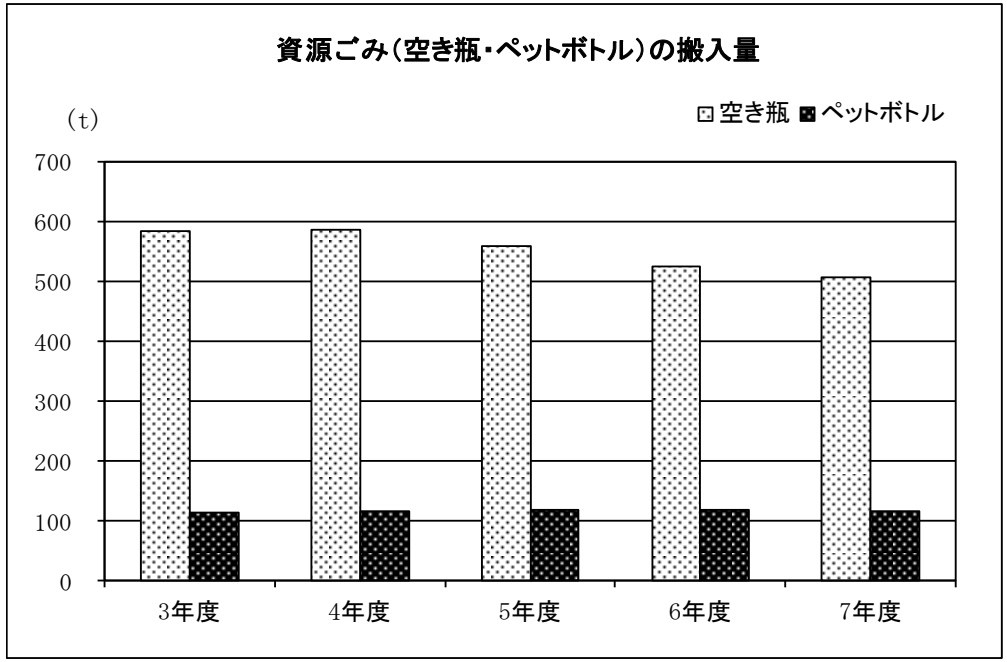

◇資源ごみ（くず鉄・アルミくず・純鉄他）

（単位：t）

区　　分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
く　ず　鉄	1,649	1,510	1,397	1,325	1,264
アルミくず	36	22	16	18	15
純　鉄　他	211	151	154	155	159

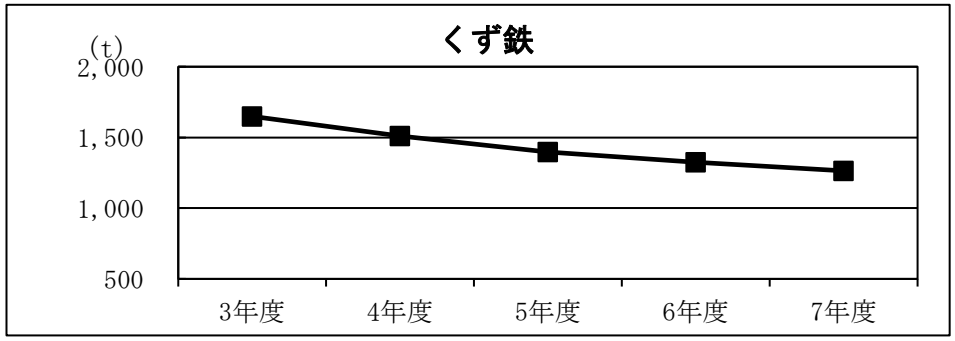

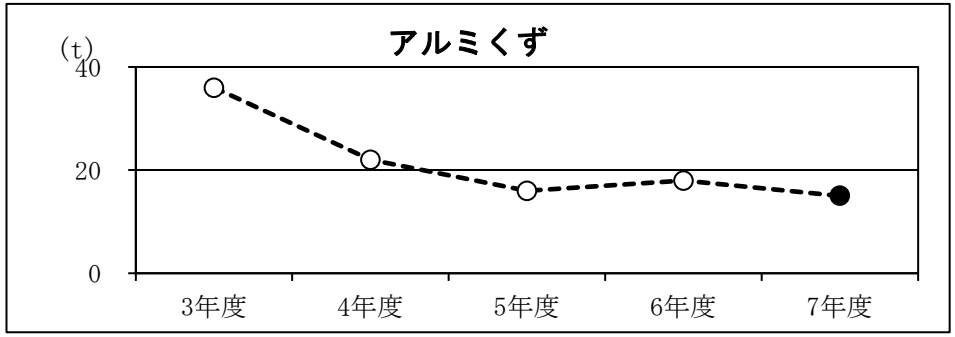

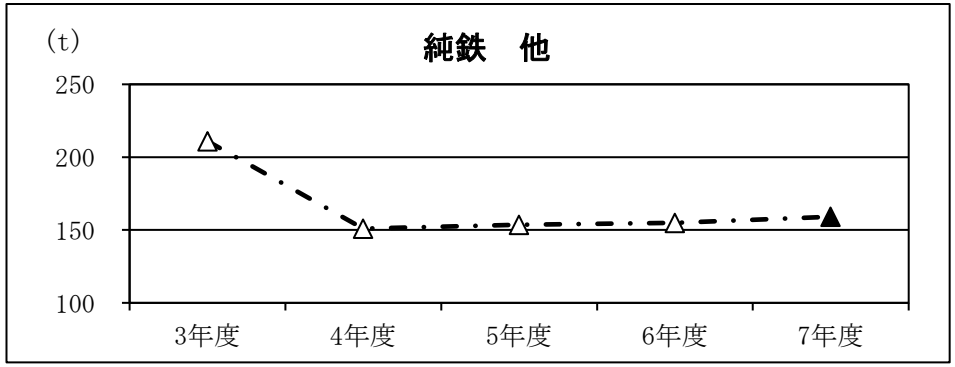

◇資源ごみ（乾電池・蛍光管）

（単位：t）

区　　分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
乾　電　池	101	103	103	102	100
蛍　光　管	32	32	25	23	24

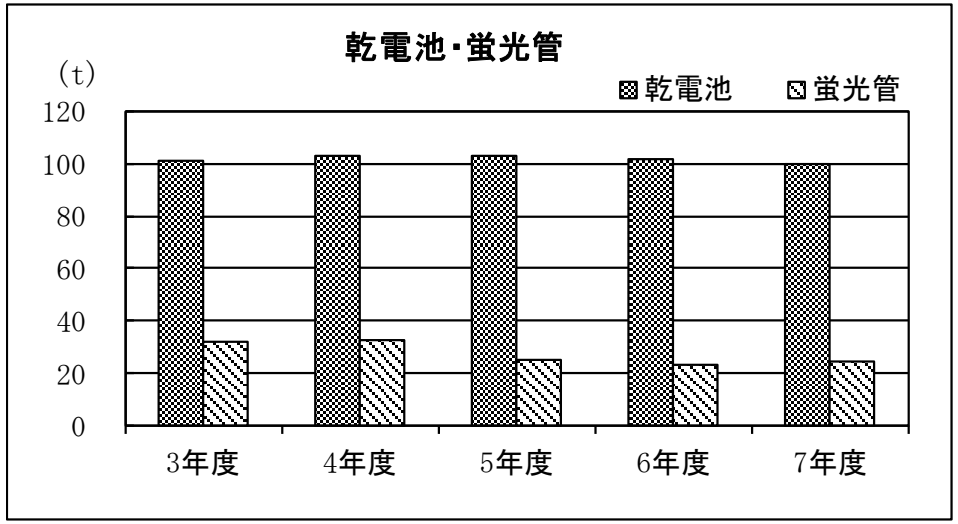

⑤　ごみ処理経費における各市町の負担金

ごみ処理に係る経費については、その全経費を下記負担割合で分け、その上で各市町に按分する。

負担割合：人口割 20%（搬入市町の前年９月末日現在の人口で按分）
搬入実績割 70%（前々年10月～前年９月の搬入量で按分）
基礎割 10%（搬入市町数で按分）

（２）余熱館管理運営事業

YONETSU-KANささおかは、清掃センター（平成７年完成）のごみ焼却に伴い発生する高圧蒸気により発生させる高温水を施設内のプールや浴場、冷暖房等に利用したクリーンで環境に優しい施設で、平成７年７月に着工、平成８年９月に完成し、同年１０月から営業を開始している。平成２１年１２月から指定管理者による運営を行い、平成２７年４月からはグランドゴルフができる多目的芝生広場の運営を開始した。

①　施設の概要

・所　在　地　あわら市笹岡32－88－２
・敷地面積　12,000㎡
・延床面積　2,600㎡
・主要施設　流水プール、25m×３コース直線プール、幼児用プール、ウォータースライダー、ジャグジー、各種浴室、露天風呂、サウナ、大広間、談話室、多目的芝生広場
・構　　造　鉄骨造　一部鉄骨鉄筋コンクリート造　平屋建
・総事業費　24億2,500万円
・工　　期　平成７年７月着工　平成８年９月完成
・開館時間　浴　場：10：00～23：00
　　プール：10：00～22：00
・休　館　日　毎月第３月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
　　その他臨時休館日
・利　用　料

区　　分	高校生以上	小・中学生	３歳以上 小学生未満
１　回　券	600 円	240 円	120 円
回数券（11 枚）	4,200 円	2,400 円	1,200 円

※　身体障害者の人及び介護者の人は上記金額の半額
※　令和８年４月改定

・談話室使用料

区　　分	料　　金	備　　考
３時間まで	2,000円	超過時間　500円/1時間
開館から閉館まで	5,000円	

②　入館者数の推移

【令和７年度】

営　業　月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
営業日数（日）	0	0	0	19	30	20
入館者数（人）	0	0	0	13,005	24,325	8,713
営　業　月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
営業日数（日）	30	29	26	30	27	30
入館者数（人）	10,877	11,085	10,290	12,223	11,607	13,250

※　4月1日～7月11日までは、余熱館改修工事のため休館
※　9月1日～9月9日までは、高温水配管漏水のため臨時休館
※　12月15日～12月19日までは、高温水配管漏水のため臨時休館

【年度別】

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
営業日数（日）	329	339	340	311	241
入館者数（人）	119,396	136,159	161,682	152,479	115,400
多目的芝生広場利用者数（人）	11,861	12,301	14,963	8,300	13,837

③　施設の外構図

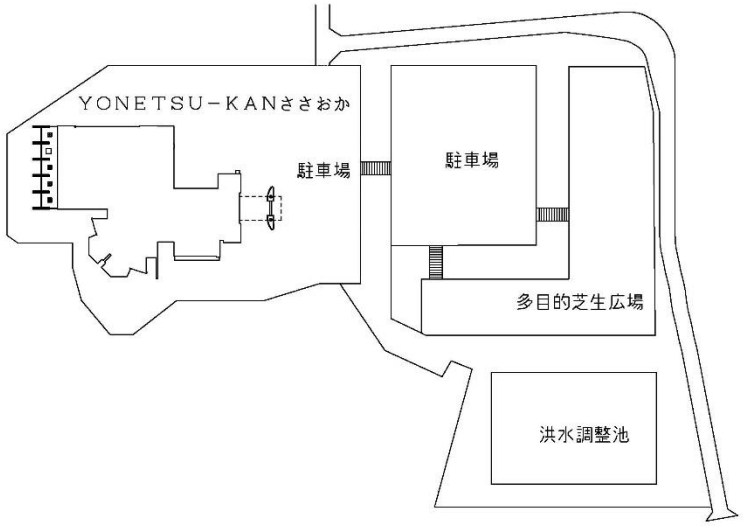

④　施設の内部図

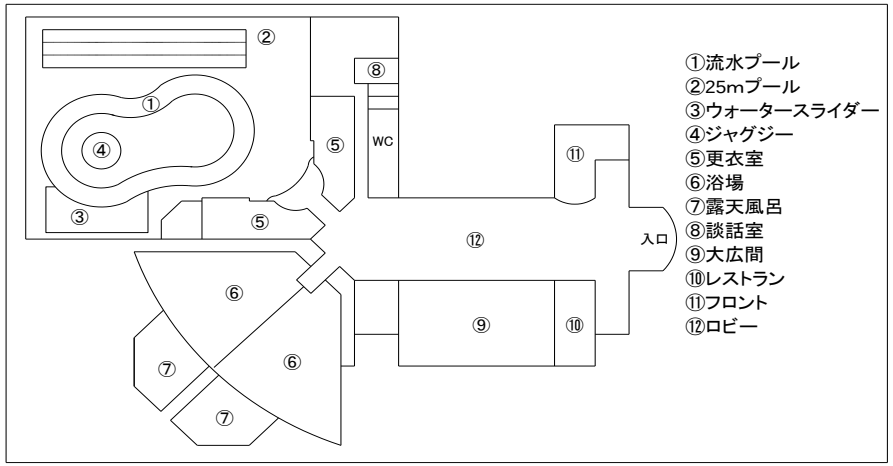

⑤　各市町の負担金

余熱館管理運営に係る経費については、次の負担割合で按分し、組合を構成する３市１町で負担している。

負担割合：人口割 40%（搬入市町の前年９月末日現在の人口で按分）
搬入実績割 20%（前々年 10 月～９月の搬入量で按分）
距離割 30%（構成市町役所と余熱館との直線距離）
基礎割 10%（搬入市町数で按分）

（３）最終処分場管理運営事業

①　施設の概要

・所　　在　　地　　あわら市笹岡５－16
・埋　立　面　積　　41,300㎡
・埋　立　容　積　　231,000㎥
・埋　立　期　間　　30年間
・埋 立 廃 棄 物　　焼却残渣、破砕残渣
・遮 水 壁 規 模　　壁長 201.6m
・浸出水調整池　　容量 9,700㎥
・洪 水 調 整 池　　容量19,100㎥
・浸出水処理設備
　設備規模　　鉄筋コンクリート造
　処理能力　　200 ㎥/日
　処理方式　　Ca除去処理、生物処理（酸化・硝化・脱窒）
　　＋ 凝集沈殿 ＋ 砂ろ過 ＋ 活性炭 ＋ 滅菌
・総　事　業　費　　68億2,400万円
・工　　期　　平成９年７月着工　　平成 11 年３月完成

②　最終処分場埋立量の推移　　（単位：㎥）

区　分	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
埋立量	5,725	5,576	5,232	5,000	4,674

③　各市町の負担

ごみ処理に係る経費については、次の負担割合で按分し組合を構成する３市１町で負担している。

負担割合：人口割 20%（搬入市町の前年９月末日現在の人口で按分）
搬入実績割 70%（前々年 10 月～前年９月の搬入量で按分）
基礎割 10%（搬入市町数で按分）

２．電子計算組織の共同利用

電子計算組織の共同利用については、昭和 44 年 10 月の広域圏協議会発足当時から準備を進め、昭和 46 年 4 月に電子計算機共同導入準備委員会を設置、昭和 50 年 9 月に電子計算機を導入、昭和 51 年 4 月に電子計算組織共同処理を稼働し、時代に即応して処理範囲を随時拡大し、処理を行ってきた。

平成 14 年 11 月には電子計算処理・通信技術の向上と市町村ニーズへ対応するため分散処理システムを導入し、広域圏の役割はシステムの運用的役割から、各市町の支援的役割に移行した。

平成 23 年 11 月からは自治体クラウドを導入し、総合行政情報システムが稼働した。

（１）経 過

昭和45年	4月	福井坂井地区広域市町村圏事務組合発足（１市10町２村） 「電子計算組織共同利用研究会」設置
46年	4月	「電子計算組織共同導入準備委員会」設置
47年	4月	「電子計算係」設置　職員数５名
49年	4月	「電子計算課」設置　職員数18名
50年	9月	電子計算機の導入（NEAC2200シリーズモデル250B）
51年	4月	電子計算組織共同処理稼動（標準業務）　職員数21名
54年	9月	マシンレベルアップ（ACOS システム500E）
55年	5月	カナシステムによる収納オンラインシステム稼動
55年	7月	電子計算組織共同利用研究会を廃止し「電子計算組織高度利用研究会」を設置。漢字化・オンライン化の2大目標を設定
55年	10月	(財)地方自治情報センターの優良団体表彰を受ける
56年	4月	職員数25名
57年	10月	マシンレベルアップ（ACOS システム450）
58年	4月	住民情報漢字システム稼動　職員数26名
58年	12月	オンラインの全圏域一斉開始を決定
60年	1月	「電子計算組織の管理運営及び個人情報の保護に関する条例」を制定
60年	2月	住民情報漢字オンラインシステム一部稼動（住民記録・印鑑証明・法人事業所・ガス水道料金・国民年金）
昭和60年	4月	住民情報漢字オンラインシステムの第一次開発分稼動（軽自動車税・固定資産税・個人住民税・国民健康保険税・法人住民税・収納管理・納税組合・口座振替・集合税・集配信等）
60年	9月	電子計算課をフェニックス・プラザに移転 無停電装置設置
60年	10月	「住民情報漢字オンラインシステム」について、(財)地方自治情報センターの優秀システム表彰を受ける
61年	4月	住民情報オンラインシステムの第二次開発分稼動（選挙） 職員数26名
61年	9月	マシンレベルアップ（ACOS システム610モデル10）
62年	2月	「電子計算組織管理運営審議会」を設置
62年	4月	老人保健医療、農地基本台帳システム稼動　職員数28名
63年	4月	日本語二色ページプリンタの導入
63年	10月	児童手当オンラインシステム稼動
平成 元年	11月	市町村オンライン端末機入れ替え（S3050－50）
2年	4月	財務会計、福祉総合、健康管理の第一次オンラインシステム稼動
3年	4月	財務会計、福祉総合、健康管理の第二次オンラインシステム稼動 職員数29名
3年	6月	磁気ディスク装置増設
4年	10月	マシンレベルアップ（ACOS システム3600／6MP）
5年	4月	ＣＧＭＴ装置の導入
6年	4月	職員数28名
7年	2月	住民票における「世帯主との続柄」の記載方法の改正(H7.3.1)のため住民票一括改製
7年	5月	構成市町村の全端末機入れ替え作業開始
7年	7月	美山町・松岡町・永平寺町・上志比村・越廼村・清水町の６町村印鑑登録新印影システム稼動
7年	10月	構成市町村の全端末機入れ替え作業完了
7年	11月	福井市他6町村印鑑登録新印影システム稼動
8年	5月	電子計算機室空調機器入れ替え　職員数27名
9年	4月	西暦2000年システム対応作業開始　郵便番号7桁化作業開始 オンラインシステム運用時間延長開始 常駐システムエンジニア２名　職員数28名
9年	11月	マシンレベルアップ（ACOS システム PX7500／16）

平成10年　２月　郵便番号７桁化対応
11年　４月　職員数26名
13年　３月　無停電装置の更新
13年　５月　アウトソーシング導入 職員数12名
分散システム開発会議開始
13年　12月　分散システムの財務会計システム（予算編成）稼動
14年　４月　分散システムの人事給与・ガス料金・財務会計（予算執行）の各システム稼動
職員数10名
14年　６月　分散システムの住民記録他５システム稼動
14年　８月　住民基本台帳ネットワークシステム１次サービス開始
14年　11月　分散システムの個人住民税他残り22システム稼動
センターマシン（ACOS システム PX7500/16）撤去
センターマシン（GS8500）設置
15年　５月　市町村合併に伴うシステム移行会議開始
15年　６月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（芦原町・金津町・春江町・坂井町）
15年　８月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（福井市・美山町・越廼村・清水町　概要設計）
住民基本台帳ネットワークシステム２次サービス開始
（ＩＣカード運用）
15年　11月　外国人登録システム開発開始
15年　12月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（福井市・美山町・越廼村・清水町　詳細設計）
16年　１月　戸籍システム導入に伴う住記連携システム稼動
（芦原町・金津町）
自動交付機導入（福井市：住民票の写し・印鑑登録証明書）
16年　３月　芦原町と金津町の新設合併により、「あわら市」誕生
福井情報スーパーハイウェイ(FISH)接続開始
16年　11月　全国広域市町村圏情報管理連絡協議会　東日本ブロック会議開催
17年　１月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（福井市・美山町・越廼村・清水町　見直し再設計）
２月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（松岡町・永平寺町・上志比村　詳細設計）
申告相談受付システム稼働（あわら市）
平成17年　３月　ガス料金のコンビニ収納開始（福井市）
17年　４月　市町村合併に伴うシステム移行開発開始
（三国町・丸岡町・春江町・坂井町　詳細設計）
職員数11名
17年　５月　水道料金のコンビニ収納開始（福井市）
17年　７月　全国広域市町村圏情報管理連絡協議会　全国会議開催（東京）
17年　９月　三合併団体　新規導入オフコン・サーバを設置開始
17年　11月　戸籍システム導入に伴う住記連携システム稼動
（福井市・美山町・越廼村）
18年　２月　美山町、越廼村及び清水町が「福井市」に編入合併
松岡町、永平寺町及び上志比村の新設合併により、「永平寺町」誕生
18年　３月　戸籍システム導入に伴う住記連携システム稼動
（三国町・丸岡町・春江町・坂井町）
三国町、丸岡町、春江町及び坂井町の新設合併により、「坂井市」誕生
18年　４月　職員数10名
18年　９月　障害者自立支援システム稼動
18年　11月　滞納管理システム稼動（あわら市、坂井市）
19年　１月　戸籍システム導入に伴う住記連携システム稼動（永平寺町）
19年　２月　申告相談受付システム稼動（坂井市、永平寺町）
19年　４月　職員数９名
20年　１月　後期高齢者医療制度システム稼動
20年　３月　住基カードによる証明書の広域自動交付サービス開始(あわら市･永平寺町)
20年　４月　職員数８名
21年　11月　福井市が単独利用システム移行（一部の共同利用を継続）
21年　11月　包括アウトソーシング導入（民間 IDC にて運用）
センターマシン(GS8500)、マシン室電源撤去
22年　２月　総合行政情報システム最適化基本計画策定（３団体）
22年　４月　職員数７名
22年　８月　プロポーザル方式により総合行政情報システム事業者選定
23年　10月　総合行政情報システム　グループウェア稼働

平成23年　11月　総合行政情報システム　本稼働
24年　3月　福井市が電算組織の共同利用から離脱
24年　4月　総合行政情報システム　財務会計他４業務稼働
電子計算課を総務課に統合　「電子計算係」　職員数３名
27年　4月　住基カードによる証明書のコンビニ交付サービス開始
28年　11月　総合行政情報システム　更新
29年　11月　マイナンバーを利用した情報連携の本格運用開始
30年　7月　総合行政情報システム　IDCにおけるネットワーク障害
令和2年　1月　農地基本台帳システムの利用廃止
3年　11月　総合行政情報システム　更新
7年　11月　自治体システムの標準化に伴い、総合行政情報システムに係る基幹系システム（児童扶養手当システムは除く）更新

（２）各市町の負担

電子計算組織にかかる経費については、次のとおり共通経費と専用経費に分類し、福井市を除く２市１町で負担している。

《共通経費》　事務的経費（事務局経費等）：均等割 20%、人口割 80%
《専用経費》　総合行政情報システムにかかる債務負担対象経費（ＡＳＰ利用料、アウトソーシング利用料、環境構築業務委託料、及び大規模法改正対応経費については３団体による確認書に基づく割合により、地方自治情報センター会費については均等割により、町・字ファイルについては人口割により、その他の経費についてはそれぞれの市町の需要額に応じた額を負担している。

（３）市町別の処理業務一覧表

分類	業務名	団体別利用業務		
		あわら市	坂井市	永平寺町
住民記録	住民記録（外国人登録含む）システム	○	○	○
	印鑑登録システム	○	○	○
	選挙登録システム	○	○	○
	法人記録・住登外システム	○	○	○
	コンビニ交付システム	○	－	○
部局	学校教育システム	○	○	○
	公営住宅管理システム	○	－	○
	農地基本台帳システム	令和２年１月末を以て利用廃止		
市町村税	個人住民税システム	○	○	○
	申告支援システム	○	○	○
	法人住民税システム	○	○	○
	固定資産税システム	○	○	○
	償却資産税システム	○	○	○
	軽自動車税システム	○	○	○
	収納管理システム	○	○	○
	口座システム	○	○	○
	納税組合システム	－	－	○
	滞納管理システム	○	○	○
	交通災害共済システム	○	○	○
国保	国民健康保険税システム	○	○	○
	国民健康保険（資格・給付）システム	○	○	○
	後期高齢者システム	○	○	○
	国民年金システム	○	○	○
福祉	児童手当システム	○	○	○
	福祉総合システム	○	○	○
	健康管理システム	○	○	○
	子ども子育て支援システム	○	○	○
	児童扶養手当システム	○	○	－
	介護保険システム	－	－	○
	障害者自立支援システム	○	○	○
公営企業	水道料金計算システム	－	－	○
	企業局財務会計システム	－	－	○
	下水道受益者負担金システム	○	－	○
内部情報	人事給与システム	○	－	○
	財務会計システム	○	－	○
	起債償還システム	○	－	○
	文書管理・電子決裁システム	○	－	○
	グループウェア	○	－	○

３．その他

（１）広域市町村圏計画

当広域圏では、圏域の広域的かつ総合的な振興目標を明らかにするため、昭和44年に広域圏協議会が、同45年に広域圏事務組合が発足され、「広域市町村圏計画」を策定し、伝染病隔離病舎及びごみ処理施設の建設、コンピュータ処理共同利用事業、地域経済活性化計画策定事業等を当組合の根幹事業とするとともに、県・市町村においては、広域行政の拠点となるフェニックス・プラザの建設をはじめ、教育・文化・スポーツ等の広域サービスシステムの整備を重点的な施策としてきた。

その後、私たちを取り巻く社会環境は、地球規模での環境問題の深刻化、高度経済成長から成熟社会への転換、少子高齢化社会の到来、急速な情報通信の進展、国民の価値観の多様化など大きく変化した。また、平成12年４月に地方分権一括法が施行され、各自治体の役割が重要となり、行政の合理化と地域の実情に応じた行政運営のために市町村の合併や広域連合化が進んでおり、従来の枠を越えた地域づくりが求められていた。

そこで、国は平成10年に平成22～27年（2010～2015）を目標とする「21世紀の国土のグランドデザイン」をテーマとした第五次全国総合開発計画を策定し、地域の自立の促進と美しい国土の創造を基本とする多軸型国土構造の形成を目指してきた。また、県においても平成22年度を目標とする新長期構想「ふくい21世紀ビジョン」を平成９年に策定し、「都市文化と産業が調和した質の高い生活圏の創造」を圏域の将来像とした地域づくりを目指してきた。

しかし、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展の中で、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものと考えられることから平成21年３月31日をもって要綱等が廃止された。

（２）ふるさと市町村圏事業

ふるさと市町村圏は、従来の広域市町村圏施策を基礎として、これにふるさと創生の視点を加味した国の施策で、広域行政機構にふるさと市町村圏基金を造成し、その果実の活用により、圏域の独創的・一体的な振興整備を図るものである。

その事業方針では、広域的視点に立った地域経済の振興、文化の振興、人材の育成、高度情報化対策などを創造的、戦略的に行うことが求められており、全国で127圏域（平成21年４月１日現在）がふるさと市町村圏に選定されていたが、広域行政圏施策の廃止に伴い、ふるさと市町村圏施策についても廃止となっている。

当圏域では、平成５年９月に福井県知事よりふるさと市町村圏の選定を受け、平成５～６年度の２年間で10億円の基金を造成し各種事業を行ってきたが、同施策が廃止になったことにより、平成26年～平成28年度にかけて実施した基幹的設備改良工事の工事費に充てるため８億円を取り崩した。

基 金 造 成 額	10億円（平成５年度５億円、平成６年度５億円）
基金出資割合	基礎割 20%　人口割 80%（市町村分）
令和７年度末現在	基金額：２億円（内訳：市町村1億円、福井県1億円）

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約

昭和 45 年 4 月 1 日
福井県指令地第 371 号

改正

昭和 46 年 11 月 1	福井県指令地第 1300 号	平成 16 年 3 月 1	福井県指令市第 234 号
昭和 47 年 4 月 1	福井県指令地第 352	平成 18 年 7 月 24	福井県指令市第 1088 号
昭和 49 年 4 月 1	福井県指令地第 308	平成 19 年 5 月 16	福井県指令市第 580 号
昭和 59 年 2 月 16	福井県指令地第 103	平成 20 年 10 月 30	規約第 3 号
平成 5 年 11 月 24	福井県指令市第 1662 号	平成 24 年 4 月 1	福井県指令市第 315 号
平成 7 年 4 月 1	福井県指令市第 234	平成 24 年 7 月 13	規約第 1 号
平成 11 年 10 月 1	福井県指令市第 1414 号	平成 25 年 4 月 11	福井県指令市第 428 号
平成 12 年 5 月 1	福井県指令市第 796	平成 27 年 4 月 21	福井県指令市第 418 号
令和 8 年 2 月 12	福井県指令市第 2095 号		

第 1 章　総則

（組合の名称）

第 1 条　この組合は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町）

第 2 条　組合は、福井市、あわら市、坂井市及び永平寺町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条　組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 広域市町村圏計画の策定に関する事務
(2) 電算システムに関する事務（福井市を除く。）
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく一般廃棄物の処理に関する事務
(4) その他広域市町村圏計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務

（基金の設置）

第 3 条の 2　組合にふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2　基金は、その運用から生ずる収益を利用し、ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のための事業の推進に資することを目的とする。

3　基金は、関係市町の出資等をもって充てる。

4　基金の関係市町の出資割合は、別表の定めるところによる。

（出資金総額相当額の処分の禁止）

第 3 条の 3　基金に属する財産のうち、関係市町からの出資金総額と県からの助成額との合計に相当する額は、これを処分することができない。ただし、関係市町の同意が得られる場合は、この限りでない。

（事務所の位置）

第 4 条　組合の事務所は、あわら市笹岡第３３号３番地１に置く。

第 2 章　組合の議会

（議会の組織及び議員の選任方法）

第 5 条　組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は 20 人とし、関係市町ごとの定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 福井市　5 人
(2) あわら市　5 人
(3) 坂井市　6 人
(4) 永平寺町　4 人

2　前項の組合の議員は、関係市町の議会において議員のうちから選任する。

3　組合の議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市町において直ちにこれを補充しなければならない。

（組合議員の任期）

第 6 条　組合の議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期とする。

（特別議決）

第 6 条の 2　組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものを可決するには、出席議員の過半数の同意及び当該事件に係る関係市町から選任されている出席議員の過半数の同意のいずれもがなければならない。

第 3 章　組合の執行機関

（執行機関の組織及び選任の方法）

第 7 条　組合に、管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2　管理者は、関係市町の長が互選する。

3　副管理者は、管理者以外の関係市町の長及び管理者の属する市町の副市町長の職にある者をもって充てる。
4　管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。
5　管理者及び副管理者に事故があるときは、前項に規定する場合を除き当該管理者又は副管理者の属する市町の副市町長（地方自治法第152条第3項の職員を含む。）がその職務を代理する。
6　会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、管理者が指名するものをもって充てる。
7　管理者の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
8　副管理者の任期は、当該市町の長及び管理者の属する市町の副市町長の任期とする。

（管理者会）

第8条　組合に、管理者会を置く。
2　管理者会は、管理者及び副管理者をもって組織する。
3　管理者会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 組合の議会に提案すべき議案に関すること。
(2) 組合の予算に関すること。
(3) 財産の取得、管理及び処分に関すること。（別に規程で定める軽微なものを除く。）
(4) 公の施設の設置、管理及び廃止に関すること。

（監査委員）

第9条　組合に、監査委員2人を置く。
2　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び関係市町の識見を有する監査委員のうちからそれぞれ1人を選任する。
3　監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあっては当該組合の議員の任期とし、関係市町の識見を有する監査委員のうちから選任されたものにあっては当該市町の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

（職員）

第10条　第7条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き管理者が任免する。

第4章　組合の経費

（経費支弁の方法）

第11条　組合の経費は、次の収入をもって支弁する。
(1) 関係市町の負担金
(2) 補助金
(3) 地方債
(4) その他の収入
2　前項第1号に規定する関係市町の負担金の分賦割合は、次の各号に掲げるところによる。
(1) 経常的経費については関係市町の負担とし、負担金の分賦割合は、別表の定めるところによる。
(2) 根幹事業に係る負担金の分賦割合は、毎年度組合の議会で定める。

附　則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附　則（昭和46年11月1日福井県指令地第1300号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（昭和47年4月1日福井県指令地第352号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（昭和49年4月1日福井県指令地第308号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（昭和59年2月16日福井県指令地第103号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成5年11月24日福井県指令市第1662号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成7年4月1日福井県指令市第234号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成11年10月1日福井県指令市第1414号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成12年5月1日福井県指令市第796号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成16年3月1日福井県指令市第234号）

改正　平成20年10月30日　規約第3号

この規約は、平成16年3月1日から施行する。

附　則（平成18年7月24日福井県指令市第1088号）

改正　平成20年10月30日　規約第3号

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成19年5月16日福井県指令市第580号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

附　則（平成20年10月30日規約第3号）

（施行期日）

1　この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更）

2　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約（平成16年福井県指令市第234号）の一部を次のように変更する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更）

3　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約（平成18年福井県指令市第1088号）の一部を次のように変更する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附　則（平成24年4月1日福井県指令市第315号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成24年 7月13日規約第1号）

この規約は、平成24年9月1日から施行する。

附　則（平成25年4月11日福井県指令市第428号）

（施行期日）

1　この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2　この規約の施行の際現に福井坂井地区広域市町村圏事務組合の議会の議員（福井市の議員に限る。）である者については、変更後の第５条第１項の規定は、同条第２項の規定によりこの規約の施行の日以後初めて行われる福井市議会定例会において同組合の議員が選任されるまでの間は、適用しない。

附　則（平成27年4月21日福井県指令市第418号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和8年2月12日福井県指令市第2095号）

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条の2・第11条関係）

経常的経費の負担金の分賦割合	均等割　20% 人口割　80% 人口割に用いる人口は、前年度の 9 月末日現在の住民基本台帳人口による。
基金の出資割合	均等割　20% 人口割　80% 人口割に用いる人口は、平成 5 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口による。

◇構成市町の関係する一部事務組合等

名称	設置年月日 (事務事業)	構成市町				圏域外等	住所・電話番号・FAX番号	メールアドレス
		福井市	あわら市	坂井市	永平寺町			
嶺北消防組合	昭和44年7月 (消防)		○	○			〒919-0413 坂井市春江町随応寺17-10 TEL 51-0119(代) FAX 51-5209	info@reihoku-fd.jp
勝山・永平寺衛生管理組合	昭和51年4月 (し尿処理)				○	勝山市	〒911-0034 勝山市滝波町3-1309-1 TEL(0779)88-1499 FAX(0779)87-7052	eisei@city.katsuyama.lg.jp
鯖江広域衛生施設組合	昭和58年4月 (し尿・葬斎 ごみ・汚泥)	○ (越廼地区 清水地区)				鯖江市 池田町 越前町	〒916-0006 鯖江市西番町15-11 TEL(0778)51-2406 FAX(0778)51-4685	info@sabae-koikieisei.jp
五領川公共下水道事務組合	昭和58年2月 (下水道)			○ (丸岡地区)	○ (松岡地区)		〒910-0347 坂井市丸岡町熊堂3-9 TEL 67-1602 FAX 67-1605	goryoupb@goryougawa.com
越前三国ボートレース企業団	昭和28年2月 (モーターボート競走)			○		越前市	〒913-8533 坂井市三国町池上80-1 TEL 77-3131 FAX 78-7184	kyotei-4k@city.fukui-sakai.lg.jp
坂井地区広域連合	平成12年2月 (介護保険 し尿処理 葬斎 水道用水調整 障害者給付等審査会)		○	○		※葬斎は、あわら市及び坂井市三国地区	〒919-0526 坂井市坂井町上兵庫40-15 TEL 72-3305(代) FAX 72-3306 総務課 行政係 91-3307(直) 環境衛生係 91-3308(直) 介護保険課 資格給付係 91-3309(直) 認定審査係 91-3310(直)	総務課 soumu@kouiki.sakai.fukui.jp 介護保険課 kaigo@kouiki.sakai.fukui.jp
福井県後期高齢者医療広域連合	平成19年2月 (後期高齢者医療)	○	○	○	○	圏域外市町	〒910－0843 福井市西開発4丁目202-1(福井県自治会館内5階) TEL 54-6330 FAX 52-5720	info@fukui-kouiki.or.jp

市外局番の記載がない場合は(0776)

◇福井県内の広域行政機構

圏域名	福井坂井地区	大野勝山地区	丹南地区	嶺南地区	嶺南地区
名称	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	大野・勝山地区広域行政事務組合	福井県丹南広域組合	嶺南広域行政組合	若狭広域行政事務組合
圏域設定年月日	昭和44年 7月23日	昭和46年 7月12日	昭和45年 7月 1日	昭和45年10月 1日	平成28年10月8日
組合設立年月日	昭和45年 4月 1日	昭和47年 7月 1日	平成 2年10月 1日	平成 9年 7月 1日	平成29年 6月1日
構成市町数	3市1町	2市	2市3町	2市4町	1市3町
構成市町名	福井市 あわら市 坂井市 永平寺町	大野市 勝山市	鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町	敦賀市 小浜市 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町
圏域の人口	379,994人	47,895人	178,212人	126,199 人	56,939人
圏域の面積	957㎢	1,126㎢	1,007㎢	1,100㎢	696㎢
機構の長	あわら市長	勝山市長	鯖江市長	敦賀市長	小浜市長
職名	管理者	管理者	管理者	管理者	管理者
事務所所在地	〒919-0726 あわら市笹岡33-3-1	〒912-0011 大野市南新在家28-1	〒915-0096 越前市瓜生町5-1-1 サンドーム福井内	〒914-0047 敦賀市東洋町1-1 プラザ萬象内	〒917-0078 小浜市大手町6-3 小浜市役所内
電話番号	(0776) 74-1324	(0779) 66-6690	(0778) 23-4550	(0770) 23-4100	(0770) 59-2606
FAX番号	(0776) 74-1315	(0779) 66-6691	(0778) 23-4552	(0770) 23-4110	(0770) 59-2605
メールアドレス	soumu@fs.kouiki.fukui.fukui.jp	okuetsu@ok-kouiki.jp	tannan@tannan.net	reinan@wakasaji-reinan.jp	soumu@wakasa-kouiki.jp
事務局職員数	専任 17人 兼務 ― 会計年度任用職員 ― 計 17人	専任 9人 兼務 ― 会計年度任用職員 1人 計 10人	専任 14人 併任 6人 会計年度任用職員 9人 計 29人	専任 4人 兼務 ― 会計年度任用職員 1人 計 5人	専任 5人 兼務 ― 会計年度任用職員 8人 計 13人
共同処理事務	ごみ処理 電算システム ふるさと市町村圏基金	ごみ処理施設管理運営 介護保険認定審査会 障害者介護給付市町村審査会 青少年愛護センター 広域観光	青少年愛護センター 電子計算組織の管理運営 ふるさと市町村圏基金 介護及び障害者給付認定審査会業務 広域観光	嶺南地域の鉄道整備促進基金の管理 嶺南地域の公共交通機関の利用促進 嶺南地域の振興促進基金の管理 嶺南地域の有害鳥獣処理施設の管理 嶺南地域の活性化推進事務 広域行政に関する調査研究及び資料収集	可燃ごみ処理施設の設置、管理および運営 要介護等認定及び障害支援区分に係る審査および判定 斎場の設置、管理および運営に関すること 広域的課題の調査研究
広域圏計画期間	計画策定なし	計画策定なし	令和~~3~~ 8～令和~~7~~ 12年度 (組合事業計画)	計画策定なし	計画策定なし
地域指定状況	ふるさと(H5.9) 地域力創造対策(H22～)	ふるさと(H4.9) 新基盤強化(H11～H13)	ふるさと(H2) 拠点都市(H5) 地域力創造対策(H22～)		

◇構成市町の住所・電話・FAX番号一覧

市町名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
福井市	910-8511	福井市大手3-10-1	20-5111	20-5733
あわら市	919-0692	あわら市市姫三丁目1番1号	73-1221	73-1350
坂井市	919-0592	坂井市坂井町下新庄1-1	66-1500	66-4837
永平寺町	910-1192	吉田郡永平寺町松岡春日1-4	61-1111	61-2434

市外局番は、 全て (0776)

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合

事務局 〒919-0726 あわら市笹岡33-3-1

総務課（代表） TEL 74-1324 Fax 74-1315
E-mail soumu@fs.kouiki.fukui.fukui.jp

清掃センター TEL 74-1314 Fax 74-1315
E-mail seisou-c@fs.kouiki.fukui.fukui.jp

YONETSU-KAN 〒919-0726 あわら市笹岡32-88-2
ささおか TEL 74-2221 Fax 74-2223

市外局番は、 全て (0776)

広 域 圏 の 概 要

（令和８年度版）

発　行／福井坂井地区広域市町村圏事務組合

発行日／令和８年８月